

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機励磁機室入口扉の開閉用ハンドル取付け部に破損が認められたため、当該取付け部を補修。	D	
2	1号機	残留熱除去冷却系熱交換器(D)渦流探傷検査において、伝熱管1本の残肉厚に判定値外れが認められたため、当該伝熱管1本を交換。	D	
3	1号機	中操ページング装置(所内通信装置)において、受話器が破損(1個)していることが認められたため、当該受話器を補修。	対象外	
4	1号機	500kV開閉所防災設備壁貫ブッシング消火の定例試験(水噴霧)において、消火信号の表示が消灯することが認められたため、当該表示回路を点検。(弁の動作は異常なし)	D	
5	1号機	中央制御室制御盤のCRT(コンピュータの端末表示装置)No.4において、表示不良(画像下側に緑色ラインが表示)が認められたため、当該CRTを点検。	D	
6	3号機	タービン主蒸気系タービンバイパス弁(A、B)入口配管スチームトラップ点検において、同トラップ内フロート及びフロート押さえ金具(スナップリング)にひびが認められたため、当該フロート及びスナップリングを交換。	D	
7	3号機	所内電源設備480Vモーターコントロールセンター3C-1-1(ユニット3C:予備ユニット)の動作確認試験時、配線用しゃ断器(MCCB)に不良(トリップ位置への動作不能)が認められたため、当該予備ユニットを交換。	D	
8	3号機	空気抽出系蒸気式空気抽出器調節弁の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該弁体を交換。	D	
9	3号機	廃棄物処理補機冷却海水系配管ゴムライニング内面点検において、ライニング内面に微少の穴(ピンホール)が認められたため、当該部を補修。	D	
10	3号機	復水ろ過装置プリコート材供給タンク点検において、同タンクオーバーフローラインに取り付けられているストレーナ(塩化ビニール製)を破損させてしまったため、当該ストレーナを交換。	D	
11	3号機	残留熱除去冷却系冷却水ポンプ(A)用電動機点検において、電動機カップリング部振れ値に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	残留熱除去機器冷却系海水ポンプ(A)電動機点検において、固定子楔に緩み(41本)が認められたため、当該楔を補修。	D	
13	3号機	電気油圧式制御装置高圧油ポンプ(B)電動機用スペースヒーターケーブル点検において、同ケーブル用フレキシブル電線管接続金具に破損(割れ)が認められたため、当該接続金具を交換。	D	
14	3号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(A~H)再生用水圧調整弁シートリング交換作業において、シートリングが取り外せず交換できないことが認められたため、対応検討。	D	
15	4号機	原子炉建屋付属棟換気空調系排気ファン(A)用電動機点検時、回転子軸(負荷側・反負荷側)に摩耗が認められたため、対応検討。(軸と軸受けの嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
16	4号機	非放射性ドレン移送系北側連絡ダクトサンプポンプ(西)用電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
17	4号機	非放射性ドレン移送系南側連絡ダクトサンプポンプ(西)用電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
18	4号機	原子炉建屋付属棟換気空調系給気ファン(A)用電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。(軸受ケースと軸受けの嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353